

## 佐賀県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定要領

### 第1 目的

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第 110号）（以下「法」という。）に基づき農業を営む者が作成した「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」（以下「導入計画」という。）の円滑かつ適切な認定を行うための手続きを定めるものとする。

### 第2 導入計画の認定申請

#### 1 導入計画の作成者

導入計画を作成することができる者は「持続性の高い農業生産方式の導入に促進に関する法律の施行について」（平成 11 年 10 月 25 日 11 農産第 6789 号農産園芸局長通知）の第7の2に定める農業を営む者とする。

#### 2 導入計画の様式

法第4条第1項に規定される「導入計画」の認定を受けようとする農業を営む者（以下「申請者」という。）が、「佐賀県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき作成する「導入計画」は、別記第1号様式によるものとする。

#### 3 認定の申請

（1）法第4条第1項に基づき、申請者が知事に「導入計画」を提出するときは、導入計画認定申請書（別記第2号様式）に「導入計画」を添付し、農林事務所長へ提出するものとする。なお、「導入計画」の作成に当たっては、必要に応じ、農林事務所地域農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）等の助言を受けるものとする。

（2）農林事務所長は、「導入計画」の認定申請を受けたときは、「導入計画」の内容、計画達成の見込み等について審査のうえ、導入計画内容一覧（別記第3 - 1号様式）を県園芸課へ提出するものとする。

なお、審査に当たって必要な場合は、農林事務所長は普及センター、市町、農業協同組合等に導入計画の内容について協議できるものとする。

（3）導入計画の申請期間は原則として次のとおりとする。

第1回受付期間 4月1日～4月30日

第2回受付期間 7月1日～7月31日

第3回受付期間 10月1日～10月31日

第4回受付期間 1月4日～1月31日

### 第3 導入計画の認定等

- (1) 知事は、法第4条第3項に基づき「導入計画」の認定を行ったときは、申請者に対し導入計画認定証（別記第4号様式）を交付するものとする。
- (2) 県は、認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）について、関係市町・農業協同組合等へ通知するとともに、導入計画認定農業者台帳（別記第5号様式）を整備し、保存するものとする。
- (3) 県は、「導入計画」の認定を行うことが適当でないと認める者については、その旨を申請者及び関係市町・農業協同組合等へ通知するものとする。

### 第4 導入計画の変更等

- (1) 認定農業者は、法第5条第1項に基づき当該認定に係る「導入計画」を変更しようとするときは、導入計画変更認定申請書（別記第6号様式）に変更後の「導入計画」を添付し、第2の3の(1)に準じ、変更認定を申請するものとする。
- (2) 農林事務所長は、「導入計画」の変更認定申請を受けたときは、「導入計画」の変更の内容、計画達成の見込み等について審査のうえ、計画変更内容一覧(別記第3-2号様式)を県園芸課へ提出するものとする。
- (3) 知事は、法第5条第3項に基づき「導入計画」の変更を認定したときは、申請者及び関係市町・農業協同組合等に、その旨、通知するものとする。また、認定しなかったときも同様とする。
- (3) 「導入計画」の変更認定の申請期間は第2の3の(3)に準ずる。
- (4) 知事は、認定農業者が、認定を受けた「導入計画」に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、法第5条第2項に基づき、その認定を取り消すことができる。

### 第5 導入計画の再認定

認定農業者が再度認定を受けようとするときの手続きは、第2及び第3の規定に準ずるものとする。

### 第6 実施状況の報告

- (1) 知事は、法第9条に基づき、必要に応じ、認定農業者に対し、「導入計画」の実施状況について報告を求めることができる。
- (2) 報告を求められた認定農業者は、実施状況報告書（別記第7号様式）により知事に報告するものとする。

## 第7 導入計画の作成指導等

- (1) 普及センターは、申請者の「導入計画」の作成に対し、積極的に必要な助言を行うものとする。また、市町及び農業協同組合等は、「導入計画」の作成に当って、必要な助言を行うなど積極的に協力するものとする。
- (2) 認定農業者の「導入計画」の達成を促進するため、農林事務所及び普及センター、市町、農業協同組合等関係機関・団体は、緊密な連携のもと、積極的に必要な指導・助言に努めるものとする。

## 第8 個人情報の取り扱い

この事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用しないものとする。

なお、県における個人情報の取り扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めるとおりとする。

## 第9 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項については、別途、県農林水産部長が定めるものとする。

附則 この要領は平成12年2月1日から適用する。

一部改正 この要領は平成13年4月1日から適用する。

附則

1 一部改正 この要領は平成16年4月1日から適用する。

2 平成16年5月31日以前に作成された「導入計画」については、従前の要領に基づくものも可とする。

一部改正 この要領は平成19年11月29日から適用する。

一部改正 この要領は平成20年2月8日から適用する。

一部改正 この要領は平成20年5月14日から適用する。

一部改正 この要領は平成25年4月1日から適用する。

一部改正 この要領は平成26年4月1日から適用する。

一部改正 この要領は平成27年4月1日から適用する。

一部改正 この要領は平成30年4月2日から適用する。